

# 荒熊内地区開発計画第2次基本計画及び 七戸町地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、七戸町（以下「町」という。）が実施する「荒熊内地区開発計画第2次基本計画及び七戸町地域公共交通計画策定業務」について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

## 1. 目的

第3次七戸町長期総合計画（基本構想編）では、将来を見据えたコンパクトなまちづくりを基本方針として掲げており、東北新幹線七戸十和田駅や道の駅しちのへ、七戸町総合アリーナ等が立地し、新市街地が形成されている荒熊内地区を本町のまちづくりの中心的な拠点として位置付け、公共施設や商業施設等の都市機能の集約をより一層進めていくこととしている。あわせて、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図ることで、居住や生活の拠点と新市街地を公共交通で結び、町民の生活利便性の維持・向上を目指している。

本業務は、これらの方針を具体化するため、荒熊内地区を対象とした「荒熊内地区開発計画第2次基本計画」を策定するとともに、町全体を対象とした「地域公共交通計画」を策定するものとする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

荒熊内地区開発計画第2次基本計画及び七戸町地域公共交通計画策定業務

### (2) 業務概要

別添1「荒熊内地区開発計画第2次基本計画及び七戸町地域公共交通計画策定業務仕様書」のとおり

### (3) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

### (4) 提案上限額

合計 16,797,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）

- ・荒熊内地区開発計画第2次基本計画策定業務分 9,394,000円
- ・七戸町地域公共交通計画策定業務分 7,403,000円

※提案上限額は契約時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すものであり、両業務を一体的に実施するための合計上限額である。

※最終的な業務内容及び契約金額については、本町と協議の上決定する。

※見積書は1通で提出することとするが、上記2業務分の内訳が明確に分かるよう区分して記載すること。

### 3. 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であることを参加資格とする。

- (1) 参加表明書類提出時まで、本町競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法、会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 公告の日から契約締結までの間において、国、青森県又は本町の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく排除要件を満たしていること。
- (6) 参加表明書提出時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 本店、支店又は営業所のいずれかを青森県内に有していること。
- (8) 過去 10 年以内に、全国の駅前地区又は駅周辺地区を対象とした整備や開発に関する計画（再整備計画・エリアビジョン等の策定を含む）について、地方公共団体が発注した業務を受託し、完了した実績を有していること。
- (9) 令和 2 年度以降に、地方公共団体が発注する地域公共交通計画策定業務（実態調査や乗降調査のみの実績は除く）を元請として受託し、完了した実績を有していること。
- (10) 本プロポーザルへの参加にあたっては、代表企業と構成企業による 2 者の共同企業体（以下「JV」という。）を結成して参加することができる。その場合は以下の要件を満たしていること。
  - ① 自主的に結成された JV であり、JV 協定書を締結していること。
  - ② 代表企業が、本業務の総括及び本町との窓口業務を担うこと。
  - ③ 代表企業及び構成企業は、上記(1)～(6)に掲げる要件をすべて満たしていること。(1)から(6)までの要件については JV 構成員のすべてが満たすものとし、(7)から(9)までの実績・拠点要件については JV 構成員のいずれかが満たしていれば足りるものとする。
  - ④ なお、同一の法人が、複数の JV の構成員又は単体企業として重複して参加することはできない。

### 4. スケジュール

- |               |                              |
|---------------|------------------------------|
| ① 募集開始        | 令和 8 年 3 月 18 日（水）           |
| ② 質問書受付期限     | 令和 8 年 3 月 27 日（金） 正午 必着     |
| ③ 質問書回答       | 令和 8 年 3 月 31 日（火） 午後 5 時    |
| ④ 参加表明書提出期限   | 令和 8 年 4 月 3 日（金） 正午 必着      |
| ⑤ 企画提案書提出期限   | 令和 8 年 4 月 15 日（水） 午後 5 時 必着 |
| ⑥ プレゼンテーション審査 | 令和 8 年 4 月 23 日（木）（予定）       |

⑦ 審査結果通知 令和8年4月下旬(予定)

⑧ 契約締結 令和8年4月下旬(予定)

※スケジュールは事情により変更する場合がある。

## 5. 提出先及び問合せ先

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上 131 番地 4

七戸町 企画調整課

電話：0176-68-2940／FAX：0176-68-2804

E-mail：kikaku02@town.shichinohe.lg.jp

## 6. 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 会社概要(任意様式、会社案内等で可)

ウ 業務実績(様式2)及び配置予定技術者(様式3)

※業務実績は荒熊内地区開発計画第2次基本計画策定の類似業務及び七戸町地域公共交通計画策定の類似業務をそれぞれ最大5件まで

エ 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことを証明する書類(滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書提出日以前1か月以内に発行されたものに限る。)

オ JV協定書の写し(JVで参加する場合のみ提出、任意様式)

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留等、記録の残る方法に限る)

### (4) 提出期限

令和8年4月3日(金) 正午 必着

### (5) 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出すること。

## 7. 質問の受付及び回答

### (1) 質問受付期限

令和8年3月27日(金) 正午 必着

### (2) 質問方法

質問書(様式5)により、電子メールにて提出すること。

※電話及び口頭による質問は受け付けない。

### (3) 質問への回答

質問及び回答は、令和8年3月31日（火）午後5時までに町ウェブサイトに掲載する。掲載した回答は、本実施要領の補足又は修正とみなす。

## 8. 参加資格確認及び一次審査

- (1) 参加表明書の提出者が6者以上となった場合は、荒熊内地区開発計画第2次基本計画及び七戸町地域公共交通計画策定業務委託プロポーザル選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された書類に基づき一次審査（書類審査）を実施する場合がある。
- (2) 一次審査を実施する場合は別添2「一次審査における事業者選定基準」に基づき審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を概ね3～5者程度選定する。
- (3) 参加資格確認結果及び一次審査の結果については、参加表明書提出期限後、令和8年4月8日（水）（予定）までに書面（電子メールを含む）により通知する。
- (4) 一次審査を実施した場合において、プレゼンテーション審査の対象とならなかった者に対しては、その旨を通知する。

## 9. 企画提案書等の提出

### (1) 提案内容

別添1「荒熊内地区開発計画第2次基本計画及び七戸町地域公共交通計画策定業務仕様書」及び「第3次七戸町長期総合計画」「七戸町荒熊内地区開発計画」「七戸町役場新庁舎建設基本構想及び基本計画」等を参照の上、以下の2つの特定テーマ及び独自提案について、各テーマ2ページ以内の計6ページ以内で提案すること。

**特定テーマ1** 荒熊内地区開発計画（第2次）の意義と基本的な考え方  
荒熊内地区を核として計画を策定する意義や期待される効果、計画づくりにあたっての基本的な考え方について簡潔に提案すること。

**特定テーマ2** 地域公共交通計画と荒熊内地区の関係性  
地域公共交通と荒熊内地区との関係性を整理し、両者を連動させて検討・推進するための考え方について簡潔に提案すること。

**独自提案** 本業務の目的達成や実効性の向上に資する内容として、事業者独自の視点や発想による自由な提案を行うこと。なお、提案内容については特に制限を設けないものとする。

### (2) 提出書類

ア 企画提案書送付状（任意様式、押印要）

※必ず送付年月日、事業者名を記載してください。

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務工程スケジュール（任意様式）

エ 見積書（任意様式、積算内訳書を含む）

- (3) 提出部数
  - 企画提案書送付状・見積書：1部
  - 企画提案書・業務工程スケジュール：17部
- (4) 提出方法
  - 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留等、記録の残る方法に限る）
- (5) 提出期限
  - 令和8年4月15日（水） 午後5時 必着
- (6) 企画提案書の書式等
  - ア 用紙はA4判とし、6ページ以内（企画提案書送付状を除く）とする。
  - イ 文字サイズは10.5ポイント以上とする。（図表等は除く）
  - ウ 使用言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
  - エ 印刷の色は、カラー、白黒を問いません。
  - オ 記号や略称等を使用する場合、初出の箇所に説明を記載してください。
  - カ 提案上限額の範囲内で、業務内容以外に本業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことは妨げません。
  - キ 企画提案書及びその他書類には、提出者名等（※）を記入しないこと。  
ただし、提出部数17部のうち1部には会社名を明記すること。  
（※）「提出者名等」とは、会社名、代表者名、愛称、社章、ロゴなど提出者を特定できる表現のこととする。

## 10. ヒアリング（審査）の実施

- (1) 実施方法
  - ア 審査委員会において、提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。  
なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。
  - イ プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用しスクリーン投影しながら説明することを認める。企画提案書（以下、提案書という。）を提出した後の加筆、修正等は認めない。  
ただし、プロジェクターにより投影する提案書の内容をプレゼンテーション用データに再構築することは認める。スクリーン及びプロジェクターは担当部署（町）が用意するが、その他必要な機材（パソコン等）は提案者が用意すること。
  - ウ 説明者はパソコン等の操作者も含めて、合計4名以内とする。また、事業者を特定できるような服装及び言動（具体的な企業名や実績等）をしてはならない。
- (2) 日程・会場（予定）
  - 4月23日（木） 七戸町役場 本庁舎2階 第1・2 会議室
- (3) 所要時間

1 事業者あたり 40 分程度（説明 20 分、質疑応答 20 分）

### 1 1. 事業者の選定

- (1) 別添 3 「事業者選定基準」に基づき審査を行い、最優秀提案者（優先交渉者）及び次点提案者（次点者）を選定する。審査結果は、全参加者に文書で通知する。
- (2) 最高総評価点と同点の場合は、委員会にて判断し、最優秀提案者及び次点提案者を決定する。
- (3) 最優秀提案者及び次点提案者の企業名及び点数を町ウェブサイト等に公表する。ただし、参加者が 2 者の場合、次点提案者の企業名は公表しない。
- (4) 最優秀提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記「3. 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点者提案者と契約交渉を行う。
- (5) 参加者が 1 者のみであった場合においても、審査は実施するものとする。
- (6) 参加者が 1 者のみであった場合においても、審査の結果、評価点の総合点が満点の 6 割に満たない場合は、最優秀提案者として選定しないものとする。

### 1 2. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・参加資格を満たさなくなった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・見積額が提案上限額を超えた場合

### 1 3. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、全額参加者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止になった場合でも、すべて事業者が負担する。
- (2) 提出された書類等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。
- (3) 提出された書類等の返却は行わない。なお、提出された資料及びその複製については、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 町は、本提案に関し公表が必要と認める場合には、企画提案書が無償で使用し、複製の作成及び公開できるものとする。この場合、提案者名を明示する。
- (5) 企画提案書に基づく計画策定業務が履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償契約、違約金請求等の措置を行う場合がある。
- (6) 本業務委託の仕様については、業務委託仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、委託者（町）と受託事業者の協議により定める。

- (7) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、町は選定された企画提案書の内容に拘束されない。
- (8) 本業務は「荒熊内地区開発計画第2次基本計画策定業務」及び「七戸町地域公共交通計画策定業務」を一体的に実施するものであり、契約についても両業務を包括した1本の業務委託契約として締結するものとする。
- (9) 「荒熊内地区開発計画第1次基本計画」については、町公式HP（下記URLを参照）に公表している。  
<https://www.town.shichinohe.lg.jp/gyosei/keikaku/sougou/post-208.html>
- (10) 本要領に定めのない事項については、町と協議の上決定する。